

マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針
の一部を改正する告示について

1. 背景

- 国土交通大臣は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号。以下「管理法」という。）第 3 条第 1 項に基づき、マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針（令和 3 年国土交通省告示第 1286 号。以下「基本方針」という。）を定めている。
- 老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）により、管理法において、管理計画認定制度の申請主体に分譲事業者を追加する等に改正が行われるところ。当該改正に係る規定の施行（公布から 2 年以内）等に伴い、基本方針について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

- （1）管理計画認定制度に係る規定の見直し・整備
 - ・ マンションの管理の適正化に関する目標の変更（第 2 関係）
 - ・ 管理組合の管理者等が申請者となる場合の認定基準の見直し（別紙 2 関係）
 - ・ 分譲事業者が申請者となる場合の認定基準の新設（別紙 3 関係）
- （2）その他所要の改正
 - ・ 管理法の条ずれの反映
 - ・ 表現の適正化

等

3. スケジュール

公 布：令和 8 年 7 月 31 日（金）
施 行：令和 9 年 4 月 1 日（木）